

# 平成 30 年度情報公開・個人情報保護制度に基づく 実施状況及び運用状況について

## 第1 平成30年度情報公開制度に基づく公文書開示の実施状況概要

福島市は市が保有する情報の提供を促進し、市民のみなさんの市政に対する信頼の確保と市政への市民参加を推進することを目的として、平成 10 年 10 月 1 日に福島市情報公開条例を施行しました。

この条例では第 20 条に「毎年 1 回…公文書の開示の実施状況をとりまとめ、公表するものとする」と定めています。本概要は、この規定に基づき平成 30 年度分の実施状況を公表するものです。

### 1 開示・不開示等の処理状況

請求 件 数	公文書件数	決 定 区 分 等 (年度内処理分)				
		開示	部分開示	不開示	却下	取下げ
307	367	174	81	29	0	7

※1 請求書が1通であっても複数の所管課等にわたる場合は、分割して計上しています。

2 決定区分等の合計は、前年度に請求があり平成 30 年度に決定されたものも含まれます。また、令和元年度（平成 31 年度）に入って決定されたものは含まれないので、請求件数と一致しません。

### 2 請求者の状況

(単位：延べ人数)

1 市内に住所がある人	2 市内に事務所・事業所等を持っている法人等	3 その他市外の人
90	54	163

### 3 不開示の理由

開示請求のうち不開示又は部分開示となったものの、不開示の理由別内訳は次のとおりです。個人情報、公共安全情報に係る理由が多くなっております。

なお、1件の公文書中に複数の不開示理由がある場合には重複して計上しています。

不開示理由 (条例で該当する条項)	法令秘情報 (第 9 条第 1 号)	個人情報 (第 9 条第 2 号)	法人等情報 (第 9 条第 3 号)	公共安全情報 (第 9 条第 4 号)	国等協力関係情報 (第 9 条第 5 号)	意思形成過程情報 (第 9 条第 6 号)	事務事業執行情報 (第 9 条第 7 号)	適用除外文書 (第 17 条)
	—	57	17	93	1	6	10	—

※文書不存在は除いています。

#### 4 不開示処分等に対する審査請求

実施機関の決定に不服がある場合に行われる、審査請求の状況は次のとおりです。

(件数)

年度	審査請求	行政不服審査会					備考
		却下	認容	取下げ	諮問	答申	
30	5	-	-	-	2	8	-

※当該年度に処理を行った件数になります。不服申立てがあっても諮問や答申等が次年度になる場合もあるため不服申立て件数と年度ごとの諮問や答申等の件数は一致しません。

※平成28年度より「福島市情報公開・個人情報保護審査会」から「福島市行政不服審査会」へと名称を変更しております

#### 5 各部・課ごとの公文書開示請求取扱件数

所属	請求件数	所属	請求件数
<b>政策調整部</b>	<b>1</b>	<b>こども未来部</b>	<b>7</b>
政策調整課	1	こども政策課	5
広報課		こども育成課	2
秘書課		<b>建設部</b>	<b>19</b>
東京オリンピック・パラリンピック競技大会福島市推進室		路政課	
<b>総務部</b>	<b>7</b>	道路保全課	8
総務課		道路建設課	4
人事課	1	河川課	3
職員厚生課		建築住宅課	4
男女共同参画センター		<b>都市政策部</b>	<b>21</b>
情報政策課	6	都市計画課	
<b>財務部</b>	<b>20</b>	交通政策課	1
管財課	2	開発建築指導課	1
契約検査課	11	公園緑地課	2
財政課		市街地整備課	6
市民税課		下水道総務課	
資産税課	4	下水道建設課	10
納税課	3	下水道管理センター	1
財産マネジメント推進室		<b>会計課</b>	<b>0</b>
<b>商工観光部</b>	<b>28</b>	<b>支所</b>	<b>2</b>
商業労政課		吾妻支所	1
企業立地課	2	信夫支所	1
産業創出推進室		<b>委員会事務局</b>	<b>7</b>
アクティブシニアセンター・アオセ		議会事務局	7
観光コンベンション推進室	26	選挙管理委員会事務局	
<b>農政部</b>	<b>8</b>	監査委員事務局	
農業振興室	4	農業委員会事務局	
農林整備課	3	<b>消防</b>	<b>9</b>
市場管理課	1	消防総務課	
<b>市民安全部</b>	<b>9</b>	警防課	
生活課		救急課	
市民課	6	通信指令課	
国保年金課	2	予防課	9
市民協働課	1	<b>教育委員会事務局</b>	<b>28</b>
定住交流課		教育総務課	11
危機管理室		学校教育課	1
<b>環境部</b>	<b>48</b>	生涯学習課	6
環境課	7	文化課	3
清掃管理課	2	保健体育課	2
あぶくまクリーンセンター	1	教育研修課	
あらかわクリーンセンター		図書館	1
新最終処分場建設室	9	こむこむ館	4
除染企画課	28	<b>水道局</b>	<b>17</b>
除染施設整備課	1	水道総務課	
<b>健康福祉部</b>	<b>75</b>	営業企画課	
地域福祉課		経理課	
生活福祉課	1	配水課	3
障がい福祉課		給水課	
長寿福祉課	5	建設課	13
保健所総務課	8	施設管理センター	1
保健所衛生課	59	<b>所屬該当なし</b>	<b>1</b>
保健所健康推進課		<b>合計</b>	<b>307</b>
保健所放射線健康管理課	2		

※1件で2課にまたがる請求は、2課でカウントしてあります。

## 6 市民情報室情報提供処理状況

月別	閲覧件数(件)	情報提供			備考
		写し枚数(枚)	有償頒布(冊)	計(件)	
4月	13	1,086	0	1,086	
5月	15	1,004	0	1,004	
6月	6	294	87	381	
7月	5	47	24	71	
8月	6	36	21	57	
9月	0	56	5	61	
10月	8	22	6	28	
11月	6	14	2	16	
12月	4	2	5	7	
1月	6	39	3	42	
2月	12	172	3	175	
3月	21	162	4	166	
合計	102	2,934	160	3,094	

## 第2 平成30年度個人情報保護制度の運用状況

福島市は、個人の権利利益を保護することを基本理念とし、平成13年10月1日に、福島市個人情報保護条例を施行しました。

条例第35条に「毎年1回、この条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。」と規定されており、それに基づき平成30年度分の運用状況を公表するものです。

### 1 開示・不開示等の処理状況

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの自己情報の開示請求件数及び平成30年度に実施機関が行った開示・不開示等の処理状況は次のとおりです。

(単位：件)

自己情報 開示請求	決定区分等(年度内処理分)					その他
	開示	部分開示	不開示	却下	取下げ	
60	24	21	15	—	1	部分開示は条例第14条の不開示事由による。 不開示のうち、14件は文書不存在。

※決定区分等の合計は、前年度に請求があり平成30年度に決定されたものも含まれます。また、令和元年度(平成31年度)に入って決定されたものは含まれないので、請求件数と一致しません。